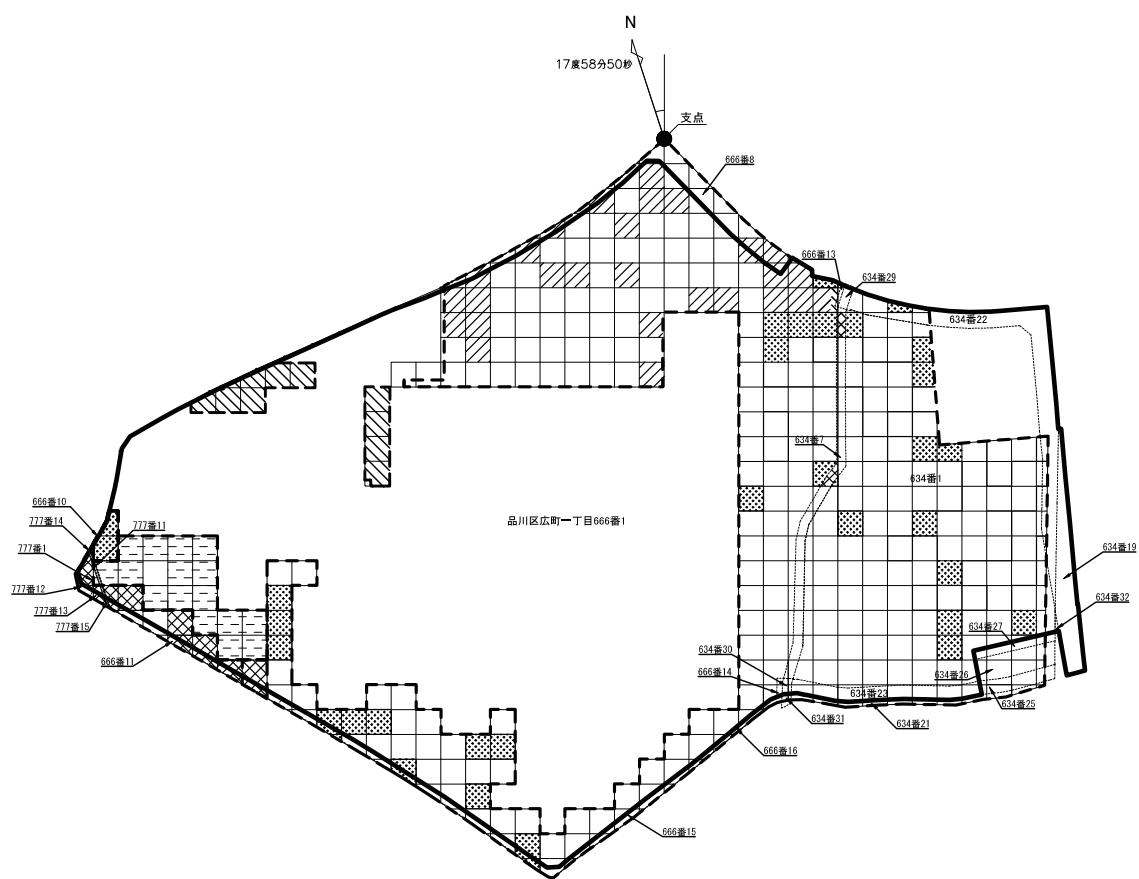


別図



【凡例】

- 敷地境界 - - - 調査対象地
— 単位区画 - - - 筆境界

□ 形質変更時要届出区域(平成24年東京都告示第863号により指定した区域)

■ 形質変更時要届出区域(平成30年東京都告示第1425号により指定した区域)

▨ 形質変更時要届出区域(平成31年東京都告示第647号により指定した区域)

▬▬▬ 形質変更時要届出区域(令和5年東京都告示第1273号により指定した区域)

▨ 形質変更時要届出区域(この告示により指定する区域)

【支点】

支点は、品川区広町一丁目666番8の最北端とする。

【格子の回転角度(17度58分50秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように決定する。
その関係図面は、令和七年二月十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

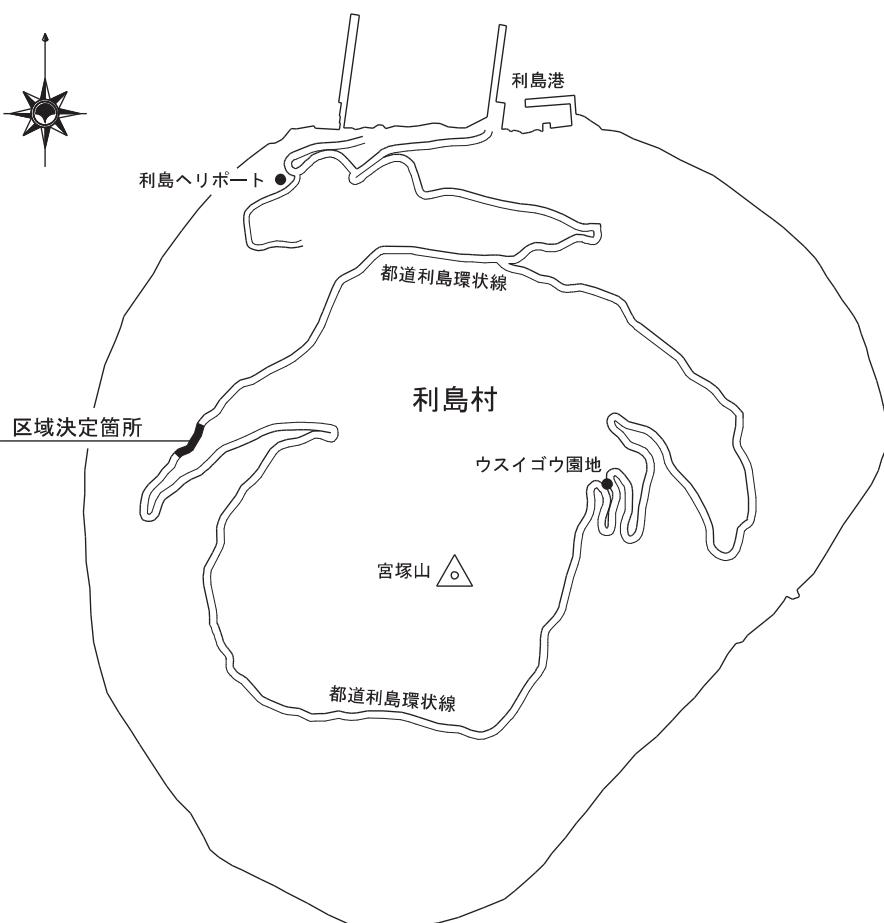
◎東京都告示第九十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項

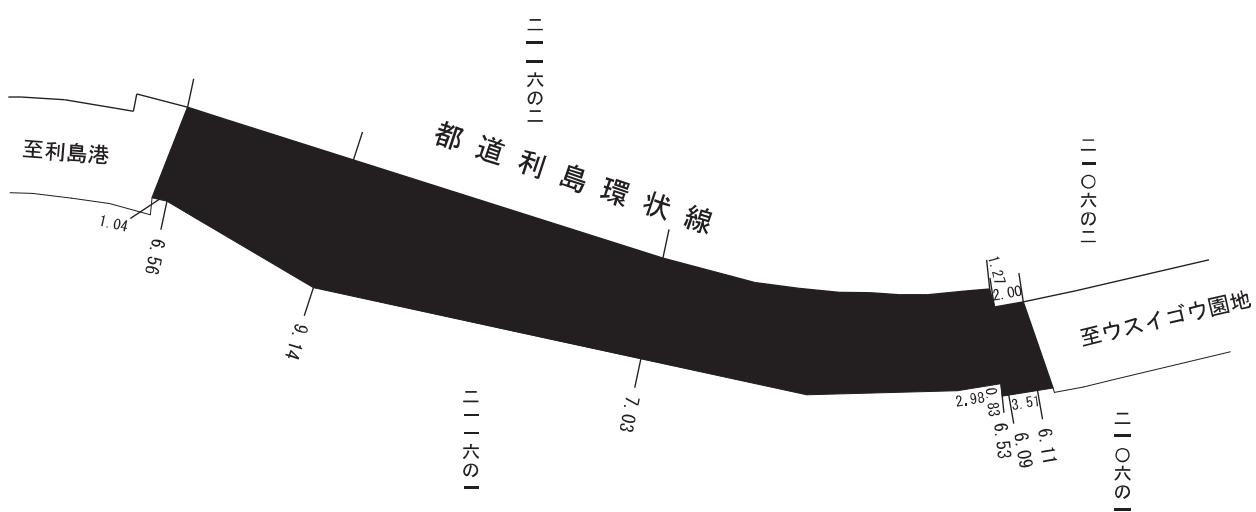
別図

都道利島環状線区域決定略図
利島村字西山二十六号地内

■ 編入区域（決定区域）
都道
延長 六二・〇一メートル
面積 四五五・六一平方メートル



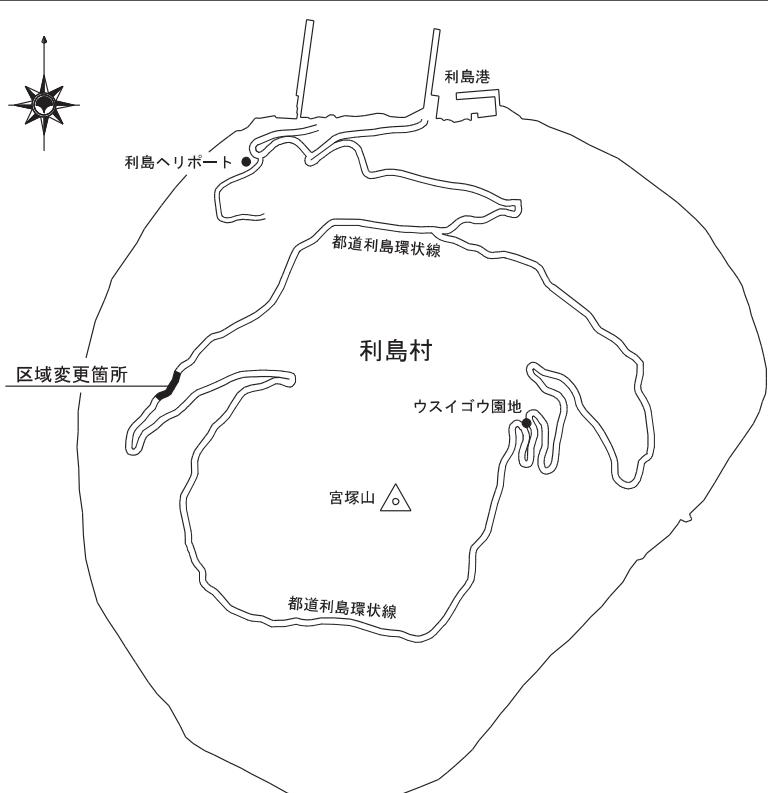
利島村
字西山二十六号



● 東京都告示第九十七号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項
の規定により、都道の区域を次のように変更する。

別図
都道利島環状線区域変更略図
利島村字西山二十六号地内

編入区域
都道
延長 五六・二七メートル
面積 一一六・九六平方メートル

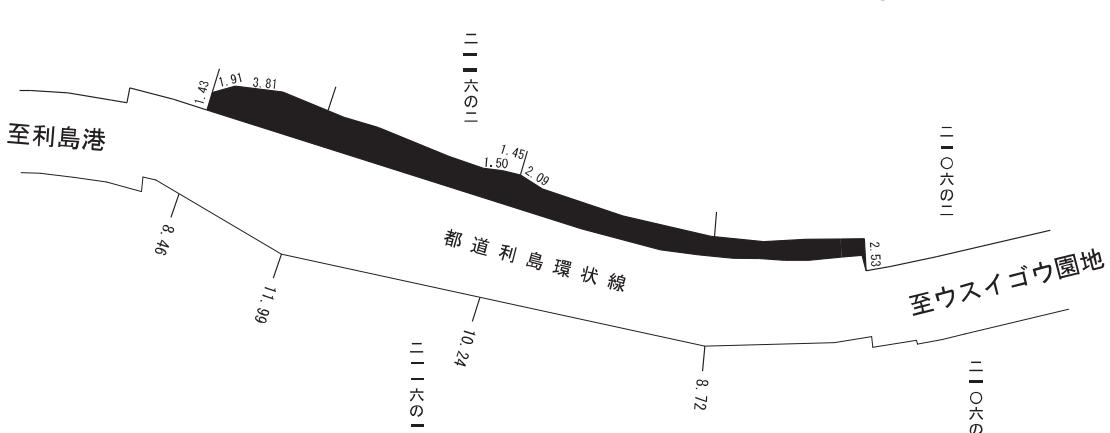


その関係図面は、令和七年二月十日から起算して二週間
東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
令和七年二月十日

東京都知事 小池百合子

一 路線名 利島環
二 變更の区間 利島村字西山二十六号一千百十六番二地
内から同所二千百六番二地内まで
三 變更の概要 別図表示のとおり

利島村
字西山二十六号



発行 東京
電話 ○三(五二二二)一一一(代)
郵便番号 163-8001
定価 一本
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)
印刷所 三鈴印刷株式会社
電話 ○三(五二七六)〇八一一(代)
郵便番号 101-0051